

毛長川流域連絡会設置要綱

(設置)

第1 毛長川を安全で地域に活きた親しめる川とするためには、都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して川づくりを進めていくことが必要である。そこで流域の住民、河川に関心を持ち活動している団体、足立区及び東京都が、毛長川に関わる情報や意見の交換、提案等を行うことを目的として、毛長川流域連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 毛長川に関わる計画、整備、維持管理等についての情報提供、意見交換、提案
- (2) 毛長川の環境、歴史・文化等に関する情報交換
- (3) 流域自治体の行政のうち、毛長川に関するものの情報交換
- (4) 連絡会の運営及び年間活動計画に関するものの審議
- (5) その他、連絡会が必要と認めた事項

(構成)

第3 連絡会は、別表に掲げる流域住民、河川に関心を持ち活動している団体等の代表者（以下「都民委員」という。）、足立区及び東京都の当該の職にある者（以下「行政委員」という。）で構成する。

- 2 流域住民の都民委員は、足立区に在住、在勤、在学の者より公募及び必要に応じて足立区の推薦によって2名程度選出する。
- 3 河川に関心を持ち活動している団体については、参加の申し込みを受けて10団体程度選出し、各団体の代表者1名を都民委員とする。
- 4 都民委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 座長が特に必要と認めるときは、連絡会に諮り、臨時委員を置くことができる。

(座長の職務及び代理)

第4 連絡会は委員の互選により、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは副座長がその職務を代理する。

(連絡会の開催)

第5 連絡会は現場視察も含め、年2回の開催を基本とし、座長が招集する。

- 2 座長は必要があると認められるときは、臨時に連絡会を開催することができる。

(公開)

第6 会議は原則として委員のみで行うが、連絡会の決定により一般公開することができる。

2 連絡会の活動内容については、活動報告書により公表するものとする。

(運営)

第7 連絡会は、次の事項を遵守し運営する。

- (1) 自由な発言の尊重
- (2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止
- (3) 柔軟な発想に基づく創意工夫の尊重
- (4) 相互信頼に基づく各委員の尊重（住民、団体、流域自治体、河川管理者の役割の尊重）
- (5) 建設的な提案型の意見交換

(活動報告書)

第8 連絡会は、原則として1年毎に活動内容や成果等について活動報告書にとりまとめる。

2 活動報告書は、建設局ホームページに掲載して一般都民に閲覧できるようにする。

(分科会等)

第9 座長は、必要があると認めるときは、連絡会に諮り、分科会等を設置することができる。

(事務局)

第10 連絡会の事務局は、第六建設事務所工事課に置く。

(要綱の改正)

第11 座長は、要綱を改正する必要があると認めるときは、連絡会に諮りこれを改正することができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

付則

この要綱は令和5年12月14日から施行する。

委員構成

委員名	職	備考
都民委員	流域住民	2名程度
	河川に関心を持ち活動している団体	10団体程度 ※副座長 (会期ごとに持ち回り)
行政委員	足立区都市建設部都市建設課長	
	東京都環境局自然環境部水環境課長	
	東京都建設局河川部低地対策専門課長	
	東京都建設局河川部河川管理制度担当課長	
	東京都第六建設事務所副所長兼工事課長	※座長
	東京都第六建設事務所管理課長	